

御意見の概要		県の考え方
第1 動物愛護管理推進計画の策定		
3 住民等の意見の反映	P2	この部分が改正案には含まれていません。今後、意見募集等は行わないのかが気になりました。
		計画の策定や変更時には、県民の皆様からの意見を反映させるために、広く意見募集を行う予定です。計画策定の過程に関する事なので、特別に抜き出して記載する必要性は少ないと考えています。
第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題		
2 野犬等の捕獲	P4	「係留等されていない犬」は従来どおり「はいかい等している犬」でよいのでは。番犬としての役割まで立ち入らないでほしい。人の家のことで、屋内だろうが庭だろうがその世帯の責任の下でよい。
		千葉県動物愛護条例に合わせて記載を修正したものです。なお、囲いの中(家の中や塀で囲まれた敷地内等)で飼養されている場合は、「係留等されている」こととなります。
4 殺処分数	P6	以下のような記載はどうか。 4 殺処分数 (1) 現状 ア 捕獲や引き取り～適切でないものは殺処分されていますが、収容される動物が減少していることや、再譲渡を目的としたボランティア(団体、個人)への引き渡しに伴って、殺処分は減少しています。
		御意見を参考に修正します 案:(1)現状 ア 捕獲や引取りなどで収容される犬及び猫のうち、飼い主などが見つからなかったものや、譲渡することが適切でないものは殺処分されています。
		エ⇒ウに修正 これまでの適正飼養に関する普及・啓発等によって収容される動物が減少していること、ボランティアの協力による譲渡事業の促進等に伴って、千葉県の殺処分頭数は、10年前の約10分の1となっています。
6 猫に係る問題		猫同士で感染する病気、猫から人に感染する病気に関して、もっと知っておいた方がよい。
		御意見ありがとうございます。 引き続き動物由来感染症に関して、普及啓発を行っていきます。
		最近では、元飼い猫が餌場に捨てられ、避妊・去勢手術をされていないため、その子たちが又子猫を産んで、さらにふえてしまう事が多くなりました。 野良猫がいなくなる限り、現状は改善されないと思います。
		御意見ありがとうございます。 県の補助事業を市町村が活用するよう促すなどして、引き続き飼い主のいない猫対策に取り組んでいきます。
	P8	「内外自由にしている飼い猫(家の外と中を自由に行き来する猫)に関しては、不妊・去勢手術を義務化した上で屋内飼養の一層の普及が必要です。」としてほしい。室内での多頭飼育崩壊が起きているため。
		不妊・去勢手術の努力義務化や猫の室内飼養については、別の項目で触れています。
		猫に単に餌を与える件は、現行のままでよいのでは。エサやりさんを責めないでほしい。責める前に、行政はもっと積極的に地域猫活動へのアプローチをするべき。
		まずは事態を正確に認識して頂く必要がありますが、「責められている」と受け取られないような話し方が必要と考えます。それをきっかけとして地域ぐるみでの管理へと促し、猫による環境被害を防ぐためのアプローチを行っていきます。

御意見の概要		県の考え方	
7 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会	P9	県内でも推進員のいない市町村があると思います。一人でも多く活動して下さる方がいると、不幸な動物が減ると思います。	推進員の配置を含め、推進協議会でも委嘱の推進について、検討していきます。
11 動物の多頭飼養	P11	福祉部署との連携を含めるべきではないか	ここでは以下のような記載とし、「第4 課題への取組の部分」に、人の福祉部門との連携について具体的に記載します。 (修正案) <u>関係機関等と連携を図りながら早期に飼養状況を把握し…</u>
	P12	「適正な販売の法律遵守への監督」という項目を追加してほしい	販売の法律遵守の指導という意味で、第4 課題への取組2(4)「動物取扱業の適性化」に記載しています。
第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する目標と基本的な方針			
1 目標	P12	譲渡適性の判断が正しく行われるような体制の構築が前提と考える。 そうでないと、安易に①に分類することにより、②の処分数を減少させることにつながる。	譲渡適性の判断は、様々な視点から複数人の意見を元に、複数回の判断も含めて総合的に行っています。安易に基準を操作し、見かけ上の殺処分数を減らすような譲渡適性の判断がされることはないと考えています。
		①については、適正な判定試験を複数回行い、なおかつ、問題を抱えている犬猫であっても飼養するスキルと経験を有する譲渡者を探す努力も行うことを含めて欲しい。	譲渡適性に関しては、複数人での複数回判定を実施しています。また、殺処分される動物が1頭でも減るよう、県としても努力していきます。
		③についても、収容後の環境や医療処置が不十分であることにより動物が死に至ることがないように、収容施設の改善を目標として掲げていただきたい。	御意見として承ります。センターの施設整備等に関しては、今後の検討課題とさせていただきます。
		以下のように修正を希望します。 第3 これを受けて千葉県では、収容された動物の返還と適正な譲渡を促進することで、～その水準を維持するために、再譲渡を目的としたボランティア(団体、個人)連携を円滑にしていきます。	この部分は目標設定に関する記載なので、ここでの記載は原文のままとします。 ボランティアとの連携強化については、P7に「譲渡の促進」として記載しています。
		法令違反の動物取扱業者を厳しく指導し、取り締まること、そして犬猫、特に猫の不妊去勢の徹底に取り組むことにより殺処分数を半減以下にすることは可能と考えます。「水準を維持」は削除し、さらなる減少を目指してもらいたい。	殺処分数の減少が一時的なものではなく、少なくともその水準以下を維持し続けるべきという意図から、「水準を維持」と記載したものです。県としても更なる減少を目指していることから、御意見を元に修正します。 (案)～ <u>処分される犬猫の数</u> を半減(H30年度比)させることを目標とします。

御意見の概要		県の考え方
2 連携、協働による 施策の推進		飼い主責任と飼養に関する最低限の教育、アドバイスを販売店に義務付ける。
	P14	以下のように修正を希望します。 ○動物取り扱い業者 関係法令等を遵守する～飼い主が責任をはたされるよう指導していく立場にあり、販売をしている動物の入手先等の情報も開示を求められたさいは、応じる責任があります。
		以下のように修正を希望します。 ○獣医師及び獣医師会 専門的な立場から、～飼い主の責任の周知を図ること。期待されていますは、削除 ～また、虐待等の疑いのある動物を～早期の発見や対応につなげること。 ※「期待されます」は、削除。
3 飼い主責任の徹底	P15	以下のように修正を希望します。 3 飼い主の責任の徹底 最期まで飼うことができるかどうか、家族で十分に検討する必要があります。それに伴い、飼育環境等の具体的な確認を動物取り扱い業者や譲渡目的としたボランティアが、責任をもっておこなうこと。
4 地域における取り組みに対する支援	P15	「譲渡を目的としたボランティアの医療費負担を減らすための対策を検討していきます。」を追加してほしい。
		本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務化等の規制を設けることはできませんが、動物を扱うプロとして、販売店は不妊去勢や適正飼養等について、啓発する立場と考えますので、そのことについて追記します。 <u>(案) さらには、これから動物を飼おうとする人へ適正飼養、不妊去勢手術等について十分説明すると共に、しつけやマナーに関するアドバイスを行うことによって、飼い主責任が果たされるよう、啓発を行う立場にあります。</u>
		販売に際しての情報提供の内容に関しては、法律に記載があるため、ここでは詳細には記載いたしません。
		専門知識を持った獣医師の関与によって、期待される部分、という書き方にさせていただいております。なお、獣医師の役割については、推進員のように、法律に「～すること」という記載はされていません。
		動物取扱業者は、動物を扱うプロとしての立場から、適正飼養に関するアドバイス等を行う必要があると考え、P14に記載しております。また、譲渡への考え方は各団体等の方針によるところと考えますので、計画上の記載はそのままさせていただきます。
		ボランティアの医療費負担を減らす取組については、御意見として承り、今後の施策及び検討の参考とさせていただきます。

御意見の概要		県の考え方	
第4 課題への取組			
2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策		遺棄や虐待について、警察と保健所との連携・情報共有をしっかり行ってほしい。	御意見ありがとうございます。 今まで以上に、警察等との連携強化に取り組んでいきます。
	P16	捨て猫の多い場所に注意看板の設置とともに、不定期にパトロールを行わないと意味がないと思います。	御意見ありがとうございます。 今後の施策及び検討の参考とさせていただきます。
	P17	以下のように修正を希望します。 ウ 地域猫活動の支援 地域住民が主体となり、動物取り扱い業者、ボランティア及び行政が～	現状では地域猫活動における役割に、動物取扱業者は含まれておりませんので、このままの記載といたします。ただし、活動を進めていく中で、構成員として動物取扱業者が参加することを妨げるものではありません。
	P17, P18	(3)所有明示措置普及の推進 p17災害時～なお、犬及び猫へのマイクロチップの装着については、～規定され、令和4年6月1日から施行されます。 p18令和3年には、動物取扱業者～同年6月1日から施行されます。 上記の年度はそれぞれ違う法令を述べているのでしょうか？	それぞれ異なる法令について述べています。 P17は動物愛護法について、P18は動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令についての記載です。
	P17	犬猫の住民票とも言えるマイクロチップ装着個体の移動管理体制を確立することが今後の重要施策と考える。これを実施してこそ、マイクロチップ装着の実効性に意義がある。	犬については、法の中で、狂犬病予防法との連動は規定されていますが、猫については規定はされていません。今後の国の動向を見ながら対応していきます。
		主として学術目的ではなく商業目的で開設された動物園および水族館における杜撰な動物管理と経営破綻、およびその結果としての多くの動物の死亡事例があまりにも多く発生している。 このような展示を業種とする動物取扱業者に対しては、県としての立入検査や監督姿勢が甘いのではないか。上記のような展示事業者にも重点的な監視を実施し、劣悪な展示環境の改善を求めることができる体制を構築して欲しい。	現状でも計画的に立入検査を行っており、問題が確認された施設に対して助言・指導を行うとともに、必要に応じて継続指導を行っています。 引き続き、動物取扱業の適正化に努めていきます。
	P18	法改正を機に、法令違反業者の現状把握にのりだし、指導、取り締まり強化を方針に取り入れ、積極的かつ効果的な取り組みを始めてもらいたい。 また特定動物についても適切な飼養管理、雑種を含む特定動物の新規愛玩飼養の禁止についての周知徹底はもちろん、積極的な指導・取締りを強く要望いたします。	

御意見の概要		県の考え方
		実験を法律で必要のないものは動物実験をしないこと。他のやり方へ切り替えを求めます。
		以前の記載を残しておいてほしい。内容が省略されすぎて、実験動物に対する基本姿勢が一般の人にはわかりづらい。
	P19	以下のように修正を希望します。 (7)人と動物の共通感染症に関する普及啓発に基づく登録と狂犬病予防～装着の周知徹底を計ります。また、登録方法の簡素化(郵送での対応、各支所でも対応)も検討していきます。
	「関係機関等とも連携しながら」の部分に「福祉部署等の関係機関」のように具体的に連携先機関を記載すべきではないか。	ご指摘の趣旨は、3Rの法則と共に、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
		告示に含まれている内容については記載を省略したところですが、一般の人にもわかりやすいよう、 <u>以前の記載を基に、修正します。</u>
		狂犬病の登録事務は市町村が実施しているため、現状ではこのままの記載といたしますが、今後の国の動向を見ながら、対応していきます。
		国の検討会でも議論されたことを受けて、社会福祉部門との連携について、追記します。 <u>(案) 多頭飼養に起因する問題の発生を未然に防止する観点から、一定頭数以上の多頭飼養者を把握し、早い段階から適正飼養に関する必要な指導・助言を行います。また、この問題の予防、発見、対応、再発防止に当たり、社会福祉部局を含めた様々な行政関係機関等との情報共有・連携体制の強化を図ります。</u>
3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策	P20	同行避難は当然ですが同伴避難について、また犬猫以外のペットとの同行・同伴避難についての記載も検討してもらいたい。
		同行避難等の受け入れ拡大に向けての姿勢は、変更案に記載のとおりです。 同行避難・同伴避難の実際の事例等に関しても、避難所を運営する市町村に対して、引き続き情報共有していきます。
4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発	P21	児童や若い世代に対する、「動物愛護教育」の部分が抜け落ちているように思います。 子供のころに、飼い主の責任をしっかりと教育することによって、動物は終生飼養が当たり前という自覚のある人間が増加します。それによって、子供から家族の意識が変わることもあり、さらにはその子供たちが将来のペットを飼うことになった時には、終生飼養をこころがけるようになると思います。
		現状でも学校や地域の勉強会からの依頼を受けて動物愛護教室の講師を派遣し、動物の愛護と適正飼養の普及啓発をしていますが、御意見を元に追記します。 <u>(案) 動物の愛護と適正飼養の普及には、感受性豊かな子供達への啓発が必要と考えられるため、その成長過程に応じ、命の大切さや動物を飼うことに伴う責任などに関して啓発を図ります。また、学校などの教育機関や老人ホームなどの社会福祉施設等と協働し、各施設で飼養・保管される動物の取扱いに係る啓発等を含め、動物の愛護及び適正な飼養管理について普及啓発を行います。</u>

御意見の概要		県の考え方
その他意見等		
全体	全体的な印象として、動物愛護の精神から遠ざかり、個人への関与が厳しくなっている印象。管理とか指導とかを強化する方向はやめてほしい。	飼養者責任は強くなった部分ではありますが、ほとんどの方は、すでに遵守しています。不適正な部分があれば助言・指導を行い、適正な状態に是正していくことが目的です。
	指導や助言をすることより、行政がやらなければならないことを情熱をもってやってほしい。地域猫への積極的なアプローチ、シェルターの建設、学校へのガイドライン配布など。	御意見ありがとうございます。 行政として真摯に対応すると共に、今後の施策の参考とさせていただきます。
	動物愛護に関する認識は徐々に浸透しつつあると思うが、諸外国に比べると遅れている。今この流れを止めずに推進していくチャンスでもある。	御意見ありがとうございます。
	ミルクボランティアをもっと活用してほしい。	御意見ありがとうございます。
	殺処分ゼロを目指してほしい。	最終的な目標として、殺処分のない県を目指します。